注　意　事　項

1.　登載内容について

この名簿に登載している業者は、令和５年８月１日時点において、佐世保市長の許可を受けている者（長崎県知事の許可を併せて受けている者を含む。）であり、長崎県知事の許可のみを受けている業者については登載しておりません。

平成２３年４月１日施行の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正により、一部の場合を除き、長崎県知事の許可のみで佐世保市においても業を行うことができるようになりました。

また、許可期限が過ぎていても、更新申請の審査中であれば、営業は可能ですので、個別にご確認ください。

【委託する際の注意】

名簿発行後に事業範囲等の許可内容が変更されている場合もあるので、処理を委託する際には処理業者から「許可証」の提示を求め、必ず「許可証」によって許可内容を確認すること（＊委託契約書に許可証の写しを添付しなければなりません。）。

特に、取り扱うことのできる産業廃棄物の種類や処理業の許可に条件が付されている場合、本名簿では紙面の都合上、条件等の記載を省略してあるので、必ず「許可証」で許可内容を確認すること。

また、産業廃棄物処分業のうち最終処分については、許可期限前であっても埋立が終了している場合があるので、委託する場合は必ず現地を確認すること。

なお、委託契約に当たっては、必ず収集運搬業者及び処分業者のそれぞれと契約を締結するとともに、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付し、その処理状況を確認すること。その他、法に規定された委託基準を遵守すること。

※　事業者の責務

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第３条の規定により「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」とされております。

2.　名簿の凡例等

(1)　許可番号は「全国統一番号」（１１桁）で表示されています。

（例）　０８０　０　１　１２３４５６

都道府県・政令市番号

業の種類番号（下表参考）

許可業者の固有番号

市で独自に設定した番号（市内：奇数、市外：偶数）

業の種類		番号
産業廃棄物収集運搬業	積替えを含まないもの	０
	積替えを含むもの	１
産業廃棄物処分業	中間処理のみ	２
	最終処分のみ	３
	中間処理、最終処分	４
特別管理産業廃棄物収集運搬業	積替えを含まないもの	５
	積替えを含むもの	６
特別管理産業廃棄物処分業	中間処理のみ	７
	最終処分のみ	８
	中間処理、最終処分	９

(2)　白丸（〇）及び黒丸（●）の別は、当該事業者の取り扱える産業廃棄物の種類で、積替え又は保管の有無について記入しています。
星印（☆又は★）については、取り扱うことができる産業廃棄物の種類に限定があることを示しており、詳細は備考欄に記入しています。

〇：積替え又は保管を含まない。
●：積替え又は保管を含む。
☆：廃棄物の種類に限定があり、積替え又は保管を含まない。
★：廃棄物の種類に限定があり、積替え又は保管を含む。